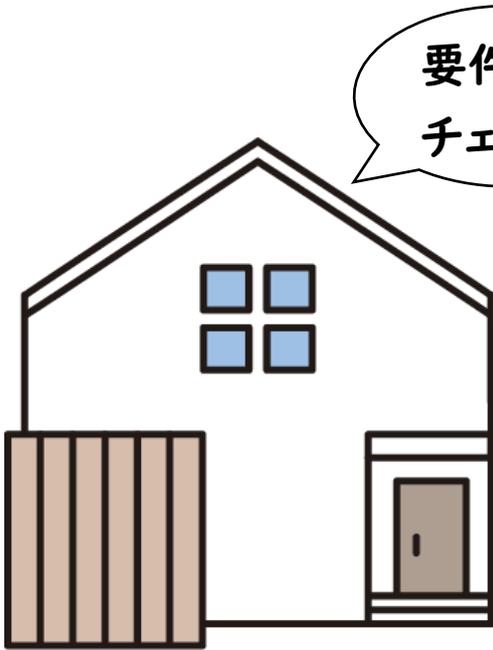


／甲府市空き家バンク登録物件を売買契約すると／  
**売り主**の売買契約に係る費用最大**10万円**助成します！

**買い主**の改修費最大**50万円**助成します！

～甲府市空き家バンク活用促進助成金制度のお知らせ～



要件を  
チェック!

主な要件

- 甲府市空き家バンク登録物件
- 市税に滞納がない
- 売買契約締結日(令和6年4月1日以降)から6ヵ月以内までに申請  
(以下買い主に限る)
- 購入した空き家に5年以上定住する意思
- 自治会への加入

※要件等の詳細は事前に空き家対策課に確認を!

甲府市空き家バンクについては、  
こちらのQRコードからご覧ください!



### 空き家バンク物件の**売り主**

【助成対象経費】

売買契約に係る各種経費

- ・ 所有権移転登記にかかる費用
- ・ 動産の処分費用
- ・ 不動産売買仲介手数料 など

【助成額】

助成対象経費の2分の1 上限 **10万円**

### 空き家バンク物件の**買い主**

【助成対象経費】

自身が居住するための改修工事費用

【助成額】

助成対象経費の3分の1

上限 **30万円**

・物件が**居住誘導区域内**または

買い主が**子育て世帯等**

上限 **40万円**

・物件が**まちなかエリア内**または

物件が**居住誘導区域内**かつ買い主が**子育て世帯等**

上限 **50万円**

(※子育て世帯等・・・子育て世帯、新婚世帯、移住世帯)

空き家バンクへの物件の登録については  
空き家対策課・空き家バンク制度の制度事業者へ  
(上記QRコードで確認)ご相談ください!

居住誘導区域ってどこ? まちなかエリアってどこ? 申請方法は?

まずは市空き家対策課へお問い合わせください!!!

☎ 055-237-5350

